

平成24年度 第6回 長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成24年(2012年)11月8日(木) 13:00 ~ 14:00

2 場 所 長野県長野保健福祉事務所 301、302号会議室

3 内 容

○ 議事

(1) 新クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価方法書について(第3回審議)

- ・ 環境影響評価方法書の審議

(2) その他

4 出席委員(五十音順)

梅 崎 健 夫  
大 窪 久美子  
小 澤 秀 明  
片 谷 教 孝(委員長職務代理者)  
亀 山 章(委員長)  
陸 齊  
塩 田 正 純  
中 村 寛 志  
花 里 孝 幸

5 欠席委員(五十音順)

佐 藤 利 幸  
富 樫 均  
鈴 木 啓 助  
中 村 雅 彦  
野見山 哲 生

事務局  
環境政策課  
徳 竹

ただいまから、平成24年度第6回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。私は、しばらくの間進行を務めさせていただきます、事務局の長野県環境部環境政策課の徳竹貞彦と申します。よろしくお願いたします。

委員会開会にあたりお願い申し上げますが、傍聴にあたりましては傍聴人心得を遵守してくださるようお願いいたします。また、カメラ撮影につきましては、議事に入る前の冒頭のみとさせていただきますので、御了承ください。

議事に入る前に本日の欠席委員を御報告いたします。佐藤委員、富樫委員、野見山委員、鈴木委員、中村雅彦委員から都合により御欠席という御報告をいただいております。

それではこれから、議事に入らせていただきますが、この会議は公開で行われ、会議録も公表されます。

ホームページでの音声の公開、会議録の作成に御協力いただくため、発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

では、条例の規定により、委員長が議長を務めることになっておりますので、亀山委員長、議事の進行をお願いいたします。

亀山委員長

それでは、議事に入らせていただきます。委員の皆様様の御協力をお願いいたします。議事(1)の「新クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価方法書の審議」でございます。経過と本日の予定及び資料について、事務局からご説明をお願いします。

事務局  
環境政策課  
清 水

長野県環境政策課環境審査係長の清水修二です。よろしくお願いたします。事務局より、これまでの経過と本日の審査の予定、並びに資料の簡単な説明をさせていただきます。

前回までの会議の開催状況ですが、第1回審議は9月6日に佐久市において開催されました。その際、事業候補地の現地調査を実施し、事業概要と方法書の内容について事業者から御説明いただき、質疑応答を行っていただきました。

次、10月11日に長野県庁で行われた第2回審議では、同じく方法書について、第1回の審議以降に委員から提出された追加意見、方法書について住民等から寄せられた環境保全の見地からの意見概要、及びそれに対する事業者見解、並びに県関係機関からの質問等に対する考え方を事業者から御説明いただき、さらに御審議をいただいたところです。

本日の予定ですが、3回目になりますので、当方法書の審議のまとめをお願いしたいと思っています。

最初に、資料により事業者から御説明をいただき、その後、集約表による技術委員会意見(案)の審議をお願いし、最後に全体を通した審議をいただき、おおむね3時までには終了したいと思っております。

次に本日の会議資料の確認ですが、当方法書の資料として、「資料1～資料3」を配布させていただきます。

資料1ですが、「方法書に対する関係市町長からの意見及び事業者の見解」でございます。こちらは北佐久郡御代田町長より提出がありました。

資料2は、「第5回技術委員会(方法書第2回審議)での意見等と事業者の見解」です。前回委員会における委員の御発言と、それに対する事業者の見解を記載しています。

資料3は、「方法書についての技術委員会意見等集約表(案)」です。今までの各委員の皆様様の「発言要旨」とそれに基づいた「方法書についての技術委員会意見及び指摘事項の案」等をまとめたものです。

本日のご審議の内容を含めまして整理していきますので、技術委員会としての「意見及び指摘事項」の取りまとめにご活用いただきたいと思います。

資料2、3につきましては、事前にメールで委員の皆様にはお送りしてありますが、

本日の資料は、若干の修正が加わっておりますので、ご了承ください。また参考資料として、「方法書の意見書に対する見解書」ということでお配りしております。これは前回いただいた委員のご発言を踏まえて、修正を加えたものでございまして、議事においては、取り扱いはございませんが、参考としていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。事務局からの説明は以上です。

亀山委員長

ありがとうございました。それでは、まずは資料1について、事務局から説明をお願いします。

事務局  
清水

資料1につきましてご説明いたします。これは長野県環境影響評価条例の規定に基づき、県知事が関係市町あて環境保全の見地からの意見について照会したところ、資料1のとおり御代田町より御意見をいただいております。なお、佐久市、小諸市及び軽井沢町からは意見はございませんでした。内容につきましては、事業者より見解と併せてご説明いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

亀山委員長

それでは、事業者より説明をお願いします。

事業者  
武者  
(佐久市  
環境整備推進局)

方法書の関係市町長からの意見及び事業者の見解を説明いたします。御代田町さんからいただいた意見、全体に関する意見のうち、No. 1に対しまして、事業者の見解としましては、環境影響評価に係る公表資料の作成については、一般の方に分かりやすく、ご理解をいただけるよう努めてまいります。

No. 2に対しましては、調査地点等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じ見直しを行い、準備書及び評価書に方法書からの変更内容、その根拠について記載してまいります。

No. 3に対しましては、環境影響評価の実施過程においては、定められた準備書説明会に加え、必要に応じ、事業に係る住民説明会を開催するなど、地域住民の皆様が十分な理解を得られるよう努めるとともに、説明会等でいただいた意見などに配慮をしながら進めてまいります。

No. 4に対しましては、環境影響評価の実施過程においては、積極的な情報公開を行うとともに、地域住民の皆様が現地調査に参加できる機会を設けるなど、住民の心情に配慮し、きめ細かな対応をしてまいります。

No. 5に対しましては、予測及び評価の前提となる事業計画が変更になる場合は、その内容、規模を踏まえ、必要に応じて長野県環境影響評価条例に準じた手続きを行ってまいります。

No. 6に対しましては、施設計画の立案に際して、対象事業実施区域及びその周辺の自然環境に対する影響を最小化できるよう配慮してまいります。

No. 7、大気質に関する意見に対しましては、対象事業実施区域の気象条件は周辺の地形に伴い複雑になっているため、調査地点の設定に配慮するとともに、煙突排ガスに対しては、地形起伏を考慮した三次元の風向、風速を推定できるマスコンモデルを用いた気象解析を行った上で、大気拡散モデルによる大気質の拡散予測を行う計画としております。

No. 8の騒音に関する意見に対しましては、騒音に係る調査時期は、隣接するスキー場の営業期間外である晩秋及び営業期間中の冬季を対象に実施する計画としてまいります。

No. 9、動物、植物、生態系に関する意見に対しましては、動物、植物、生態系に係る調査に際して、調査区域の事情に詳しい方への聞き取りを通じて、生息生育状況を的確に把握した上で、本事業の重要な動植物の生息生育環境、生態系に対する予測及び評価を進めてまいります。

No. 10、植物に係る事業者の見解といたしまして、植物に係る調査に際して、意見

を踏まえて現地調査を行い、調査範囲内の植物相及び植物群落の生育状況を把握してまいります。

No. 11、動物、生態系に関する御意見に対しましては、事業者見解としまして、動物、生態系に係る調査範囲内に生息する動物相を適切に把握してまいります。

No. 12、景観に対する事業者としての見解であります。施設計画において、地域住民から日常的に見える景観にも配慮した施設の形状、色彩等を立案してまいります。以上でございます。

亀山委員長

はい、ありがとうございました。今の説明につきましての御意見と御質問につきましては、次の資料2のご説明をいただいた後で、一括してお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。続きまして資料2につきまして、事業者からご説明をお願いいたします。

事業者  
武者

引き続き、第5回技術委員会、方法書第2回審議での意見等及び事業者の見解について説明いたします。

まずNo. 1、騒音に関する塩田委員よりいただいた意見に対する事後回答といたしまして、環境騒音に係る現地調査、内容の調査手法といたしまして、騒音規制法に基づく手法を追加してまいります。

No. 2、景観に関して梅崎委員よりいただいた御意見に対する事後回答といたしましては、景観に係る調査地点として、対象事業実施区域を眺望できる幹線道路の代表地点である「ふるさと農道」のふるさと大橋付近を追加します。なお、別紙資料といたしまして、景観に係る資料を添付いたしましたので、ご参考をお願いいたします。

亀山委員長

すいません。今のものは、資料2の2ですね。

事業者  
武者

そうです。

亀山委員長

そういうことを資料の内容により説明してください。

事業者  
武者

別添の資料2のNo. 2 関連ということで右上のところに、記載してある表になります。景観にかかわる現地調査地点の設定理由、調査項目、主要な景観のその一番下の欄、地点番号No. 8「ふるさと大橋」、これが追加になっております。めくっていただいて、地図が載っております。凡例に載っております景観調査地点1～8とありますけど、8の部分、現地調査の折にも通っていただいた「ふるさと農道」、「ふるさと大橋」の付近にあたります。こちらを追加してまいります。

資料2に戻っていただきNo. 3、地形地質に関しまして、富樫委員よりいただいた意見に対する事後回答になります。現時点において、掘削部分の面積は最大約12,000㎡、おおむね幅200m、奥行60m、深さは約5～7m程度を想定しております。

No. 4については完結しておりますので飛ばさせていただきます。No. 5、水質および土壤汚染に関する野見山委員からいただいた意見に対する事後回答といたしまして、健康項目の水質測定につきましては、長野県が、湯川の高瀬橋で健康項目について年4回実施している測定結果を参考といたします。県の技術指針マニュアルに基づき、年2回の測定を基本に考えておりますが、調査の中で有害物質が検出された場合は、その項目について調査回数を増やして対応することを検討してまいります。なお土壤については、対象事業実施区域において、全ての土壤環境基準項目を対象に実施してまいりたいと考えておりますが、土壤汚染は、蓄積性の汚染が主であり、経時的な変動はあまり想定されないとの考え方から、県の技術指針マニュアルに基づき、年1回としております。

No. 6、悪臭に関する片谷委員からいただいた意見に対する事後回答です。こちらについては御意見を踏まえて、悪臭に係る調査、影響予測を行います。

No. 7、水質に関する同じく片谷委員からの御意見に対する事後回答です。先程のNo. 5の事後回答と重なりますが、水質の健康項目に係る現地調査については、No. 5の事後回答と同様です。また意見を踏まえて、水質に係る影響予測を行ってまいります。

次にNo. 8、悪臭に関する片谷委員からの御意見です。こちらにつきましてはご指摘を踏まえまして、資料3の事業者見解について見直しを行っています。見直し後の見解につきましては、「新クリーンセンター建設に当たり、悪臭影響が想定される影響要因としては、焼却施設の稼働に伴う影響が挙げられます。焼却施設の稼働に伴う影響については、現地調査を実施し、事業計画を踏まえ、影響予測を実施します。なお、先程事務局より説明がありましたけれども、見直しをいたしました事業者見解につきましては、参考資料として、別添に添付しましたので、参考にさせていただきたいと思っております。

No. 9、悪臭に関する御意見です。こちらについては事業者といたしまして、ごみ搬出入車両の洗車施設は整備する計画であります。影響要因については「搬出入車両に係る洗車施設の稼働」を追加してまいりたいと思っております。

No. 10、大気質および悪臭に関する片谷委員からの御意見です。こちらについても意見を踏まえて、悪臭に係る影響予測を行ってまいります。

No. 11については、完了していると思っておりますので、飛ばさせていただきます。最後のページのNo. 12、地形および地質に関する富樫委員からいただいた御意見に対する事後回答であります。地形・地質項目は「簡略化項目」として位置づけていますが、調査、予測内容は「標準項目」と遜色ないレベルで対応する計画でありますので、「標準項目」に修正いたします。

No. 13、触れ合い活動の場に関する陸委員さんからの御意見に対しまして、事後回答といたしましては、「浅間高原追分のみち」について、対象事業実施区域、建設候補地の北側に位置していることを確認しましたが、5km程度離れており、本事業との関連性は低いものと考えます。そのため、準備書以降の地域概況には情報を追記いたしますが、触れ合い活動の場の調査対象としないこととします。なお、こちらも別紙資料を作成しました。先程見ていただいた資料2、No. 13関連ということで、凡例の下のところ中段に、中部北陸自然歩道「浅間高原追分のみち」ということで掲載させていただいて、図の一番上、北端になるのですが、軽井沢の追分の方から御代田の浅間山麓を通っている、「浅間高原追分のみち」の情報を線で追記させていただいております。

続いてNo. 14、土壌汚染に関する小澤委員からいただいた御意見に対する事後回答です。御意見を踏まえて、対象事業実施区域において、全ての土壌環境基準項目を対象に調査を実施してまいります。

最後になりますNo. 15、事業計画に関する塩田委員からいただいた御意見です。事後回答といたしまして、御意見を踏まえ、資料3の事業者見解について見直しを行います。見直し後の見解といたしまして、「高速道路に係る経費」について、中部横断自動車道区間は無料、上信越自動車道区間のみ片道200円程度の利用料金となり、運搬費に上乗せとなりますが、対象事業実施区域周辺における交通渋滞の緩和、事故発生リスク軽減など、交通安全を優先するため、可能な限り高速道路の利用を検討しています。

以上となります。よろしく願いいたします。

亀山委員長

ありがとうございました。

それでは今ご説明いただきました、資料1と資料2につきまして、御意見御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

どこからでも結構ですので、お気づきの点をお願いいたします。はいどうぞ。

梅崎委員

景観について資料2のNo. 2です。まずは文言ですが、私が発言した時にこう言ったのかもしれませんが、「眺望がみえる」となっていますが「眺望できる」ということに変えていただきたいと思います。結果としてふるさと農道を入れていただいたのですが、その前の資料1の御代田町、町長からの意見書に対する見解としまして、日常的に見える景観にも配慮したというようなことと、ここに選んでいただいたいくつかの施設の関連というのが、もう少し分かる方がいいのかなと思いました。何か一言、先程の日常的に配慮したということからも、このような理由で選んだということがある方がいいのではと思いますが、いかがでしょうか。

亀山委員長

説明を加えてくれということですね。よろしいでしょうか。

梅崎委員

選定理由は書いてあるのですが、その前に意見書にある「日常的な」ということの捉え方と選定の考え方に違いがあるような気がします。

コンサルタント  
井上  
(パシフィック  
コンサルタンツ  
株)

資料2のNo. 2関連とあります最初のページの表です。こちらに今ご指摘のあったとおり日常的な眺望景観について、コメントしておりませんが、こちらの調査地点選定にあたりましては、「スキーガーデンパラダ」のように明らかに不特定多数の方が集まるという場所もありますし、そうでないそれ以外の、例えばNo. 3の飯綱タウンですとか、No. 7の越生学園グランド付近と、No. 6の御代田町役場につきましては、不特定多数の方が集まるというよりも、日常生活の中で計画地が眺望できるということが挙げられましたので、これらについては、事業者及び御代田町とも相談させていただき調査地点として選定させていただいた経緯がございます。

亀山委員長

そういうことを冒頭に書いておいていただいたらということですね。いいですか。

コンサルタント  
井上

失礼しました。準備書には、そのような形で追記させていただきたいと思います。

塩田委員

資料2、No. 1のところで、私の説明が悪かったような気がして反省しているのですが、この主旨は、環境騒音の調査項目の中に工事関係のものが入っているので、それは、騒音規制法で対応された方がいいのではないですかということだけを言ったと思うのです。これらが後に記載されている、環境騒音の方に主力が置かれているので、環境騒音に関わる現地調査内容の調査手法として、騒音規制法に基づく手法はありません。そのため、前半のところ意見を止めていただければ。工事中の騒音については騒音規制法で規制されているので、それで対応された方がよろしいのではないのでしょうか、というように説明したつもりだったのですが。

コンサルタント  
井上

大変失礼しました。先生からご指摘いただいた内容を踏まえて、準備書以降の図書において修正を加えていきたいと思っております。

陸委員

資料2のNo. 13の触れ合い活動の場の事後回答についてなのですが、この説明を見ますと「追分のみち」は5kmほど離れていて遠いので、調査対象にはしないということが書かれていますが、「佐久平のみち」については、これを読むと調査対象に加えているというように読めるのですが、それでよろしいでしょうか。

コンサルタント  
井上

今、委員からご指摘いただきました「佐久平のみち」については、すでに調査地点として、選定しています中山道の小田井宿跡と箇所が重複しますので、「佐久平のみ

ち」も調査対象として選定していると理解をしています。

亀山委員長

これは、箇所が重複しているということだけではなく、こういう文言をきちんと入れておいた方がいいのではないかと思います。

コンサルタント  
井上

ただ今委員長からご指摘いただいた点を踏まえて、準備書で修正を加えていきたいと思えます。

亀山委員長

よろしいですね。はいどうぞ。

大窪委員

資料1のNo.11、御代田町からの御意見ですが、動物の生態系というところで、野生鳥獣、鹿や猪、猿などの鳥獣被害が及ぶのではないかと懸念されていて、野生動物の状況を適切に把握していただきたいということなのですが、それに対する回答で、動物相を適切に把握するとあります。ただ、動物相のみを把握するのではなく、他の地域に施設ができたときに、どれくらいの影響があるかということの評価するのですと、個体群の把握とか、そこでどんな行動をしている群がいるのかというような、個体群、又は行動といった調査項目をしっかりと調査していただく必要はあると思えます。

コンサルタント  
井上

今、委員からご指摘のありました、計画地周辺をどのように個体群なり、生物相が利用しているかということに関しましては、動物調査の中では当然把握していきますけれども、生態系の項目という観点では、各生物相がどのようにその場を利用している観点からも、できる限りの調査を進めてまいりますので、その中で地元の方が留意されているのは、今挙げられております鹿、猪、猿による獣害を懸念されていると思えます。そちらの動きが今回の事業に伴って変化していくのかどうか、併せて予測評価を進めていくということ、今のところ、想定しております。

亀山委員長

はいどうぞ。

片谷委員

資料2で、沢山出ささせていただいた私の意見に対しての事後回答をいただきました。その内容については了解できるものだと判断しています。

1点だけ気になりましたのは、資料2のNo.7の項目、意見要旨の最後ですけども、私がこのように申し上げたのかも知れないのですが、「全く同時には使えない」という表記があるのですが、これは議事録がそうになっていますか。まだ確認はできてないのですが。

事務局  
清水

議事録はまだでございます。

片谷委員

議事録がまだ配られていないので、確認をしてないところなのですが、おそらくこれは、「同列には扱えない」ということを申し上げたと記憶しています。

亀山委員長

では、それは議事録で直していただいて。

事務局  
清水

分かりました。

片谷委員

後は資料2に関しては結構です。

あと資料1に関してコメントをさせていただきたいのですけれども、この関係市町

長見解は、非常に専門的な内容が含まれており、感心をいたしました。なかなかこれだけの関係市町長意見というのは出てこないもので、珍しい例だと思います。

全然審査には関係ないコメントですが、申し上げておきます。

亀山委員長

その他よろしいでしょうか。それでは続きまして資料の3につきまして、事務局からご説明お願いいたします。

事務局  
清水

それでは説明させていただきます。資料3、方法書についての技術委員会意見等集約表案でございます。

先程お話いたしました、前回まで委員の皆様からいただきました御意見、御質問を発言要旨欄に記載しております。基本的には方法書の記載区分の順番で、並べております。委員名、発言要旨、それから区分の欄がございます。区分欄は意見と指摘事項、記録の3つに整理させていただいております。表の上段の注にあります通り、意見と申しますのは技術委員会意見として、知事に対して述べる環境保全の見地からの意見ということで考えております。指摘事項というのは、意見までとはせず、準備書作成にあたって、記載内容の具体的説明や記載方法等について、整理を求めるものです。その他としまして、会議の中で事業者に詳細な説明を求めた内容であるとか、簡易な指摘につきましては、会議録等で記録という形で残す扱いとして、記録とさせていただいております。

一番右の欄には、参考までに事業者等の見解を再掲してございます。それでは資料に基づき区分、摘要、委員会意見、又は指摘事項という欄を中心に意見、指摘事項についてご説明させていただきます。

まずNo. 1です。全体としまして、片谷委員、そこに関係する中では塩田委員からいただいた意見ですが、評価方法に対する意見です。環境影響評価の実施にあたっては、環境基準を下回っていても現況を大きく悪化することのないよう影響を回避・低減することが重要であるため、そうした観点により評価を実施することということで、これは県の技術指針、平成19年に改正してありますが、これに加えられた新しい見解ということにもなっておりますので、意見とさせていただきます。

No. 8をご覧ください。小澤委員よりいただきました、大気質の中のダイオキシン類の基準値についての意見です。まとめといたしましては、大気質の予測におけるダイオキシン類の排出濃度については、2炉を合算した場合の処理能力を基に設定すること、とさせていただきます。これは小澤委員からいただいたときは、法規制の表記上これはまずいのではないか、という意味合いがあったかと思いますが、それを一歩踏み込みまして、事業者にとっては目標値になるかもしれませんが、ダイオキシン類特別措置法の規制基準ですと、4 t/h以上と4 t/h未満では基準値が1 ng、それから0.1 ngというように別れています。1炉あたりで計算しますと1 ngになるのですが、2炉を合算しますと4 t/h以上となり、0.1ということになりますので、もともとの評価に対する意見ということでありますので、集合煙突になっていけば、4 t以上は同時に燃えますので、0.1という値を意識して設定していただきたいという内容です。

No. 11をお願いします。大気質の気象関係の観測について鈴木委員からいただいた意見ですが、ゲレンデ方向に吹く風も意識された方がよいのではないかとことです。まとめといたしましては、対象事業実施区域の南東側にあるスキー場のゲレンデに沿う風の影響が想定されることから、気象観測の調査地点の追加について検討することで意見とさせていただきました。

その下のNo. 12、同じく大気質の中の悪臭ですが、片谷委員よりいただいた意見でございます。悪臭の発生源の諸元の設定に関してです。他の事例を使う場合のことですが、悪臭の予測・評価における現有施設のデータの使用については、建設予定施設との規模や炉の構造の違いを十分考慮すること、とさせていただきます。

No. 14をお願いします。騒音、振動、低周波ということで、野見山委員、それ

から亀山委員長からいただいた意見ですが、測定の頻度についてです。まとめとしましては、騒音、振動及び低周波音の調査時期については周辺環境等を考慮し、年間を通じた状況が把握できるよう設定するという事で、これもある意味の技術指針の主旨をそのまま入れた内容で整理させていただいております。

No. 16、騒音について塩田委員よりいただいた意見で、先程若干ご説明をいただきましたが、騒音そのものは、事前では環境騒音を測定するわけですが、評価に当たっては工事中の発生する音とかも評価に入れなければいけないということで、まとめとしましては、騒音に係る現地調査については、工事中の騒音評価に必要となる騒音規制法に基づく手法を追加することという表現にさせていただきました。

No. 17をお願いします。低周波音についてですが、同じく塩田委員からいただいた低周波音の予測評価についてです。まとめとしましては、施設の稼働に伴う低周波音の予測評価については、文献、資料等により情報を収集し、様々な知見等を参考にし実施すること。また、評価結果を検証するため、事後調査の実施を検討することで、まとめさせていただきました。

No. 22をお願いします。悪臭について片谷委員よりいただいた意見ですが、ごみ収集車両洗浄施設に伴う悪臭の関係です。まとめといたしまして、ごみ収集車両洗車施設については、施設そのものが悪臭発生源になる可能性があるため、焼却施設とは別の環境要因として予測評価を行うことということ事です。

No. 23をお願いします。野見山委員よりいただきました水質、土壌に関しての調査頻度関係の意見です。No. 23～25をまとめさせていただき、水質・土壌に関する環境影響の予測評価にあたっては、季節変動の大きい項目に十分留意し、調査時期・頻度については既存の調査データや類似事例を参考にし実施することということ事でまとめさせていただきました。

No. 26、水象に関する富樫委員からの意見で、周辺井戸の把握についてです。まとめとしましては、地下水調査については、可能な限り多くの周辺井戸について、深度、揚水量等の基本的なデータを把握することということ事です。

No. 28ですが、小澤委員からいただいた土壌汚染に関する意見です。土壌の汚染に係る環境基準項目の測定については、事業実施後の比較対象の資料とすることを前提とした地点を設定して、全項目のデータを把握するよう努めることとさせていただきました。

No. 29をお願いします。地形地質について花里委員、富樫委員からいただいた意見です。降雨等による雪崩や土地の安定性などに関しての意見で、簡略化による項目選定でよいのかという御意見でした。まとめといたしましては、土地の安定性については、土砂災害警戒区域等が近隣に存在することを踏まえ、調査の内容を再度整理して、評価項目の選定を行い、予測評価を実施することということにさせていただきました。

No. 32です。同じく地形地質について、富樫委員からいただいた意見です。32. 33を集約しまして、地象全体として、対象地域が特徴を持った地域ということについて、もう少し説明を加えた方がいいのではないかという内容、それから、地形を評価項目に加えた方がいいのではないかといった内容です。まとめといたしましては、地形地質については、土地の改変をほとんど伴わない場合を除き、地形を評価項目に加えること。また、対象事業実施区域及びその周辺の状況について、地形の複雑性や特徴を記載することということにさせていただきました。

No. 41です。植物について佐藤委員よりいただいた意見で、希少種の生息が見られる地形であるという意見です。まとめといたしまして、対象事業実施区域付近はヤエガワカンバ等の希少種が生育することを考慮の上、現地調査を実施することということ事です。

No. 49をお願いします。景観について梅崎委員からの意見です。幹線道路からの景観を意識すべきではないかといった内容です。まとめといたしましては、景観の予測

評価については記載の調査地点に加え、幹線道路の眺望が良い場所や交差点等を調査地点に設定するよう検討することということです。

No. 51をお願いします。景観、触れ合い活動の場ということで、亀山委員長、陸委員からいただいた御意見です。隣接するスキー場の利用客を意識する必要があるということです。まとめとしましては、触れ合い活動の場の予測評価においては、隣接するスキー場の利用者にも配慮し、利用者への聞き取りや、利用状況を十分把握するための調査を実施すること、ということです。

No. 55をお願いします。同じく触れ合い活動の場について陸委員からいただいた意見です。評価方法に対する意見でございます。まとめとしましては、対象事業実施区域周辺の触れ合い活動の場に係る調査については、季節変動を十分考慮し、適切な調査の日程を選定すること。また近隣には利用者の多い施設が存在することから、必要により事後調査の実施を検討すること、とさせていただきます。

意見は以上で、17件でございます。指摘事項も若干ありますので、簡単に触れさせていただけます。全部で6個になりました。

No. 2でございますが、片谷委員からいただいた住民意見に対する事業者見解の説明の仕方ということです。環境影響評価の実施にあたっては、住民から出された意見等に対し、その意図を十分に把握した上、実施する内容が伝わるよう丁寧な説明を行うことということです。

No. 7、大気質について野見山委員からいただいた、微小粒子状物質に対してのものです。微小粒子状物質については予測手法が確立されていないが、今後の予測手法の確立に備え、データの蓄積に努めることにさせていただきました。

No. 20です。悪臭についてのごみ収集車両の関係です。塩田委員よりいただいた内容ですが、ごみ車両の時間的な集中により悪臭が発生しないよう留意することとさせていただきます。

それからNo. 47、景観に対して、亀山委員長よりいただいた意見ですが、周辺の住環境をより把握するため、都市計画法に基づく風致地区に係る説明を追加すること。ということでございます。

No. 54、同じく触れ合い活動の場について委員長よりいただいた意見です。都市計画法に係る都市公園については、分布状況を記載することということです。

最後になりますが、文化財の関係で委員長よりいただいた意見ですが、文化財を非選定項目とする場合は、その理由を記載することにさせていただきました。

以上、指摘事項と意見です。意見というのは技術委員会意見ということで、知事意見に反映させていただきます。指摘事項につきましては、環境部長の指摘ということで事業者宛に指摘の文書をお送りする予定です。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

亀山委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御意見御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。はいどうぞ。

花里委員

私の意見に係る集約については特に問題ないのですが、私は土砂崩れだとか、そういうところかなり気を遣っておりまして、その理由はある程度の土砂崩れがあると、湯川の方に流れて行って入る可能性があるのではないかとということです。湯川というのは、下は千曲川で、日本で一番大きな川、信濃川に入っていく訳ですから、そこに様々な毒性物質が入ったら大きな影響が出るのではないかと考えています。

もう一つ、今環境省が指導して、各県で川だとか湖だとか類型指定というものを行っており、そこにどういう生き物、特に魚なのですが、いるかということによって、また感受性の高い魚の存在の有無によって、様々な化学物質の規制値を決めようとしているのですが、それによると、湯川の辺りは感受性の高い生物が結構いるとされて

います。それは冷水性の魚、サケ科のマスがいるわけですから、それが湯川に焼却灰が入ってくると、人間にもすごく影響を与えるし、その生き物たちにも大きな影響を与えるということを危惧している訳です。対応としてはこれでいいと思うのですが、ある程度の土砂崩れはないという話ですが、場合によっては、ある程度の土砂崩れにも耐えられるような、施設的设计である程度対応できるのかもしれませんが、一応ご理解いただけたらと思います。

亀山委員長

ありがとうございました。これまで、いただいた御意見の主旨について、よく理解してくださいということですので、よろしくお願いします。

大窪委員

No. 41について、文言の修正をお願いします。

細かいことなのですが、植物の場合は生息ではなく、生育という言葉を使いますので、No. 41のところで、ヤエガワカンバ等非常に稀な種も生育しているような、という部分、あと意見、指摘事項のところの生息を、生育に直してください。

もう1点、参考資料のNo. 4についてです。想定 of 搬入時間についてなのですが、ここでは登下校時間を避けて搬入することに努めるということが書いてありますが、小学校等は、決まった時間に子供たちが登下校をしない場合も多々あるので、常に搬入ルートについては、安全性を確保するということが必須になると思いますので、そのようなところをご留意いただければと思います。あと、昨日県の都市計画審議会に出席したのですが、その時の審議事項として、隣接する横根地域に木質系の産業廃棄物の施設がありまして、その稼働能力を上げたいということで、追加で施設を建設することの協議委員会についてだったのですが、その資料を見たところ、今想定されているのとはほぼ同じルートを搬入ルートに考えられているようなので、個々の施設のみならず、周辺的大型車を使うような出入りの問題について、総合的に一つの地域に大きな負荷がかからないようにお願いしたいという意見です。

亀山委員長

はい、ありがとうございました。

ということですので、よろしいですね。学校のあるところは、学校とか教育委員会とか連絡を取っていただいて、迷惑をかけることのないようによろしくお願いいたします。その他いかがでしょうか。

片谷委員

この意見集約に関しまして、私の発言に関わる項目については、この通りで結構だと思います。

せっかくの機会ですので、以前にも申し上げましたことの繰り返しになりますが、No. 1の項目で言っている、実行可能な範囲で回避されているか、低減されているかというのは主たる評価方法ではない。やはり現況との比較というのはメインであって、その次が、実行可能な範囲で回避、又は低減されているかということで、技術指針との絡みもありますので、今後技術指針を見直さなきゃいけないかもしれないのですが、意味としては、現況を悪化させないということの優先度が高いというのが、本来のアセスメントの考え方だと思います。今日はコンサルタント会社さんもいらっしやいますので、このことは今後のアセスの調査予測を実施していくときに常に念頭に置いていただきたいという意味で、補足の意見として申し上げます。

亀山委員長

アセスの制度の根幹にある問題なので、念を入れて御意見いただいたということです。よろしいですね。その他よろしいでしょうか。

それでは、資料による説明は以上ですので、説明書全体について、あるいは方法書について御意見、御質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。よろしいですね。

それではこの方法書についての御意見が出尽くされたようでございますが、「技術

委員会意見」の取りまとめ方法については、資料3の「意見等集約表」を整理することで行っていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、本日の御審議の内容も含めまして事務局で「意見等集約表」を整理していただき、後日、各委員に電子メールか郵送でお送りし、内容を確認していただくこととしたいと思います。そこで必要な修正を行った後、最終的に私が確認し、県知事に提出する「技術委員会意見及び指摘」を確定させたいと思います。

御一任いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【一同了解】

亀山委員長

はい、ありがとうございます。それでは、確定した際には委員の皆様にご報告申し上げます。それでは今後の手続きについて、事務局から御説明をお願いします

事務局  
清水

今後の手続きですが「技術委員会意見」は確定され次第、委員長名で、県知事あてに御提出いただきます。

知事は、技術委員会意見と関係市町長の意見を勘案するとともに、住民等の意見に配慮して、事業者には「知事意見」を述べます。この「知事意見」は県のホームページで公表されます。

また、技術委員会指摘については、その内容を反映した「環境部長指摘」として事業者に述べることとなります。

事業者は、「知事意見」を勘案し、住民等の意見に配慮しまして、調査、予測及び評価を実施し、調査結果や保全対策などを記載した準備書の作成へと手続きを進めることとなります。以上です。

亀山委員長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。よろしいですか。他にないようですので、議事（1）についてはここまでにします。

続きまして、議事（2）の「その他」ですが、事務局から何かございましたらお願いします。

事務局  
清水

特に議事としてはありません。

今後のスケジュールについてですが、今回委員会で新クリーンセンターの方法書に係る審議は終了いたしまして、今後、上伊那広域連合ごみ処理施設建設事業に係る準備書について審議に入ることをお願いをしております。現在意見を募集中です。

当準備書に係る技術委員会の第1回目を、12月25日を開催予定としておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

亀山委員長

ありがとうございました。全体を通して何かございますか。

それではご発言が無いようですので、以上を持ちまして議事を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局  
徳竹

本日の技術委員会をこれで終了致します。ありがとうございました。